

安曇野市耐震改修促進計画（第Ⅳ期）

令和 8 年 3 月

安 曇 野 市

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2
- 3 計画期間等・・2
- 4 耐震化の必要性・・3～4
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～13
- 2 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・14～18
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震改修等の目標・・・・・・・・・・・・19
- 4 公共建築物の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19～21

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22～23
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23～25
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・・・25～26
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・・・・26～27
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30～28
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 8 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え・・・・・・・・28

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 防災マップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 3 チラシ等の作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・・・・・・・29
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 5 区等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・31

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 2 その他・・32

別表1（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

別表2（要緊急安全確認大規模建築物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

はじめに

1 計画の目的

市内の建築物の耐震性を確保するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修又は除却を促進することにより、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的とし、令和8年3月に安曇野市耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、以下「国基本方針」という。）、「長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」（以下「県計画」という。）及び令和3年3月に策定した「安曇野市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」（以下「旧計画」という。）を踏まえて策定するものです。

また、本市における関連計画（安曇野市地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 「安曇野市地域防災計画」

「安曇野市地域防災計画」の地震災害対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校、行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震

対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

こととされています。

(2) 「安曇野市都市計画マスタープラン」

平成 22 年 11 月に策定され、令和 3 年 7 月に改定される「安曇野市都市計画マスタープラン」は、市民の暮らしや産業の基盤となる土地利用、道路・公園の整備など、まちづくりに関する基本的な方針を定めています。

(3) 「安曇野市立地適正化計画」

今後、人口の急激な減少と高齢化がさらに進行することを鑑み、市街地の人口密度を維持し、持続可能なまちを目指すため、平成 30 年 4 月に策定されました。

(4) 「安曇野市公共施設等総合管理計画」

限られた財源を有効に活用し、行政サービスを維持していくため、施設総量を圧縮していくための指針として平成 29 年 2 月に策定されました。この中で、公共施設の耐震化の実施方針についても定められています。

3 計画期間等

本計画では、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とし、国・県の基本方針や旧計画の結果を踏まえ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取り組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)
長野県北部の地震



(H23.6)
長野県中部の地震



(H26.11)
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」とともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法等の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
 - (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

ア 戸建ての住宅

イ 長屋建て住宅、共同（建て）住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は県計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

本計画においては、上記(1)、(2)のア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ、ウ、(3)及び(4)に関しては、今後、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に公表した「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表1、図1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表2）。

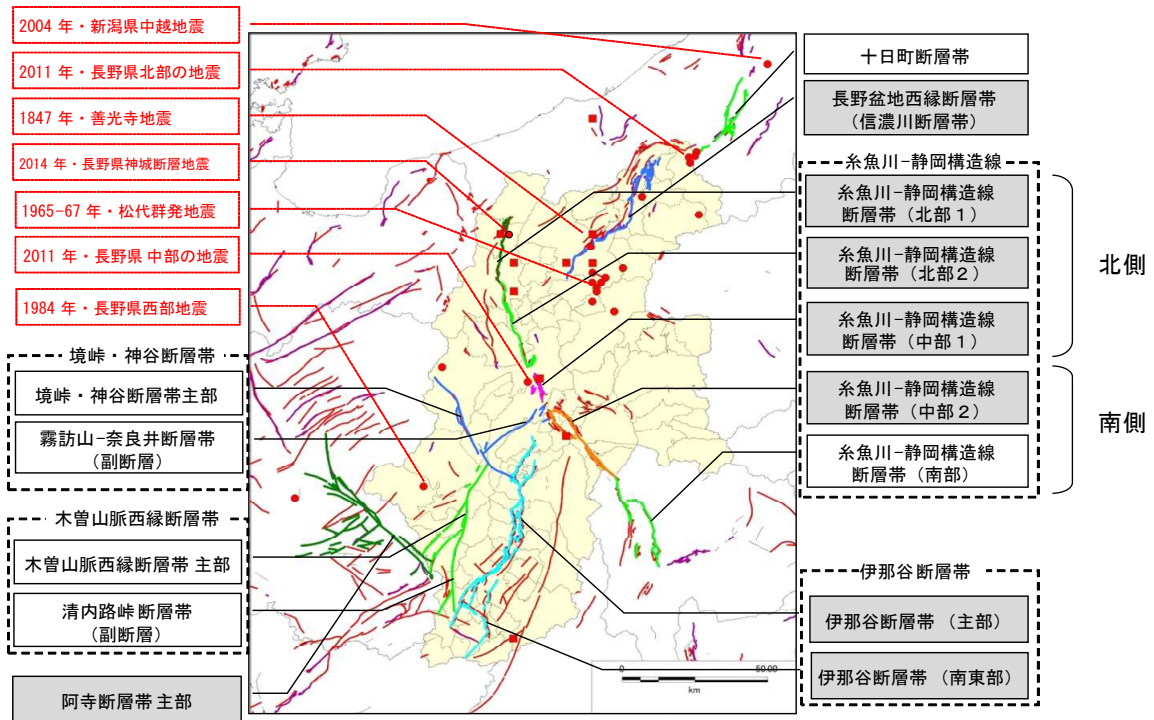
(表1) 想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード (M_j) とモーメントマグニチュード (M_w) について

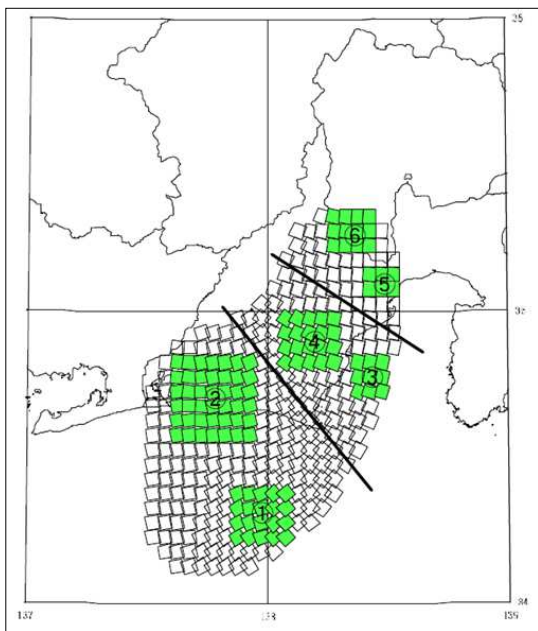
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード (M_j) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。M4～M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



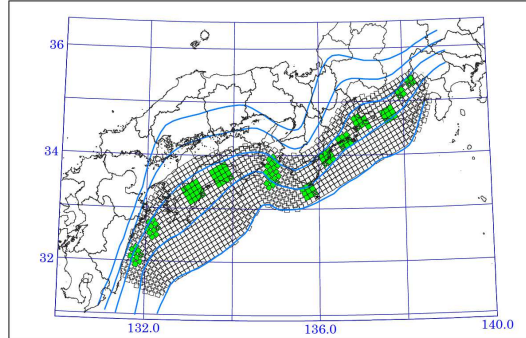
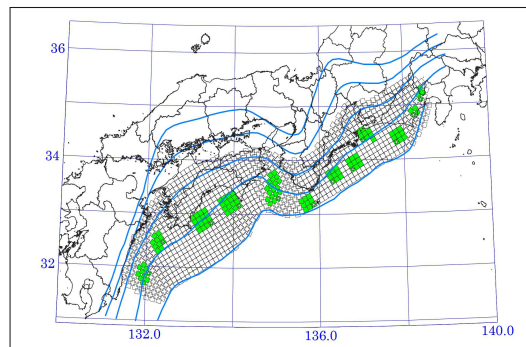
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□ : 小断層 ■ : 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

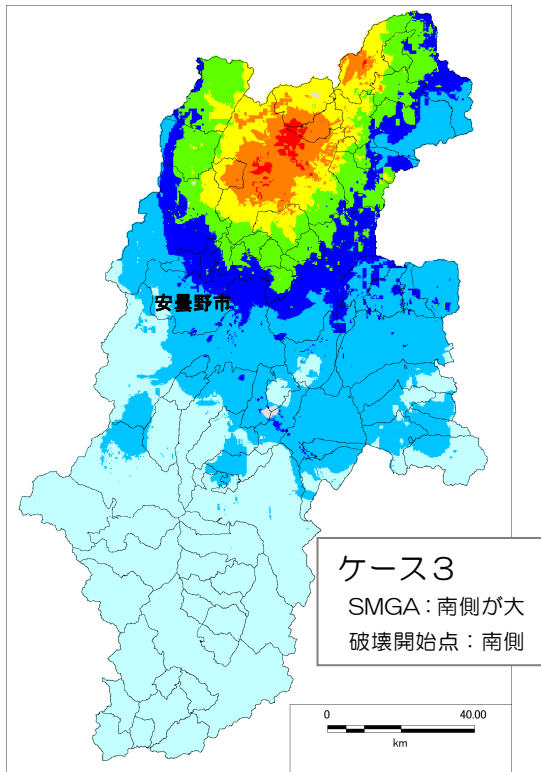
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

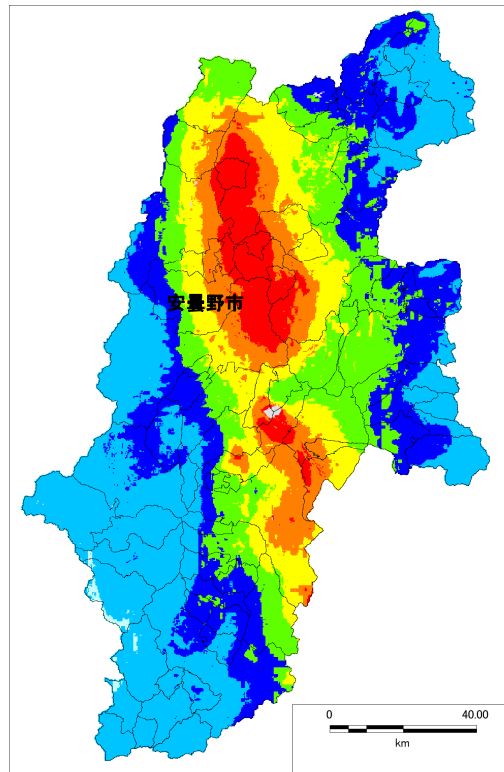
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図4から図13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

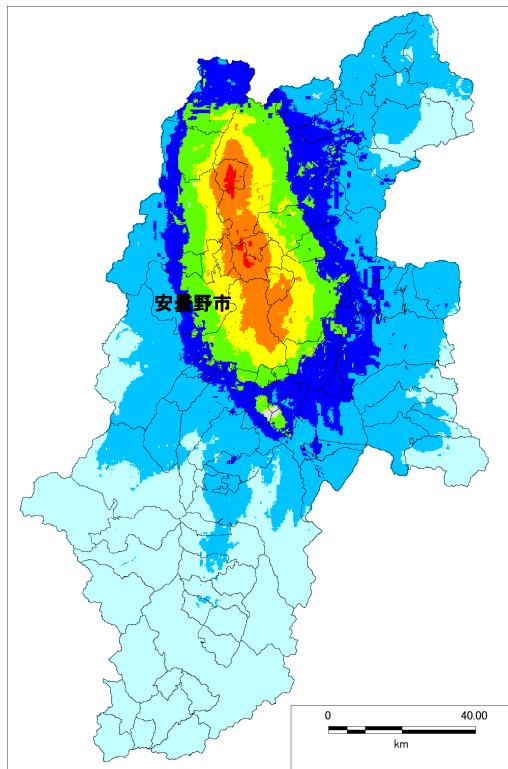
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



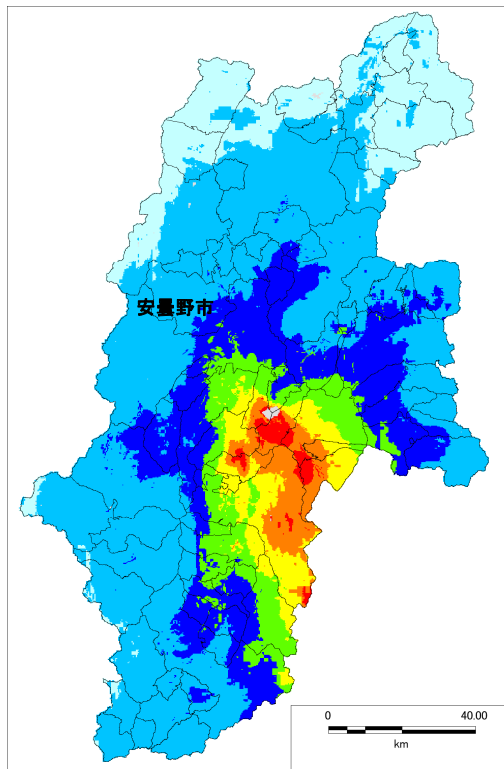
(図4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

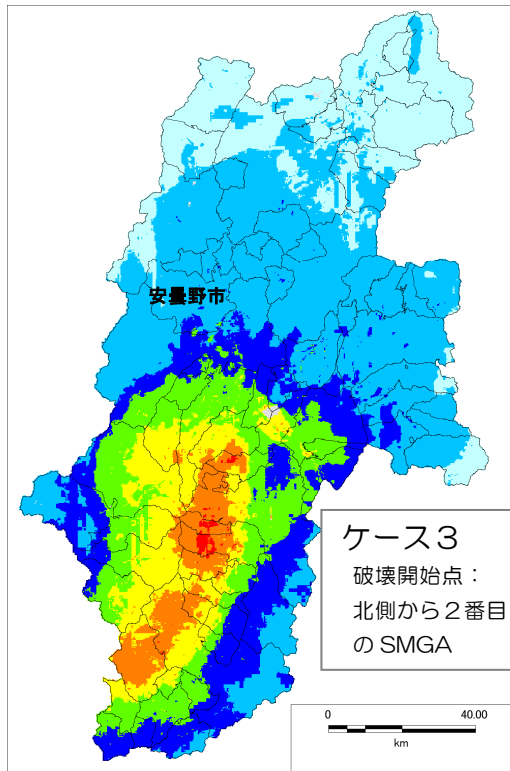


(図6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

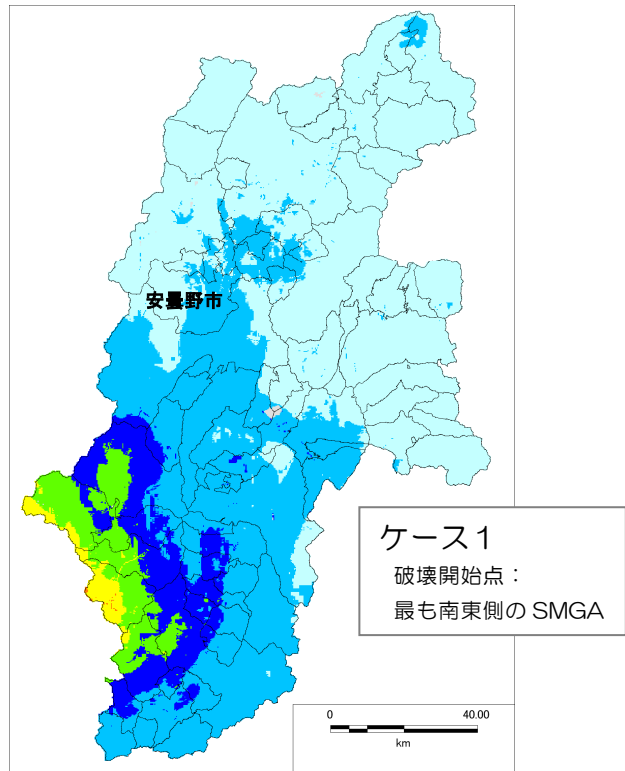


(図7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

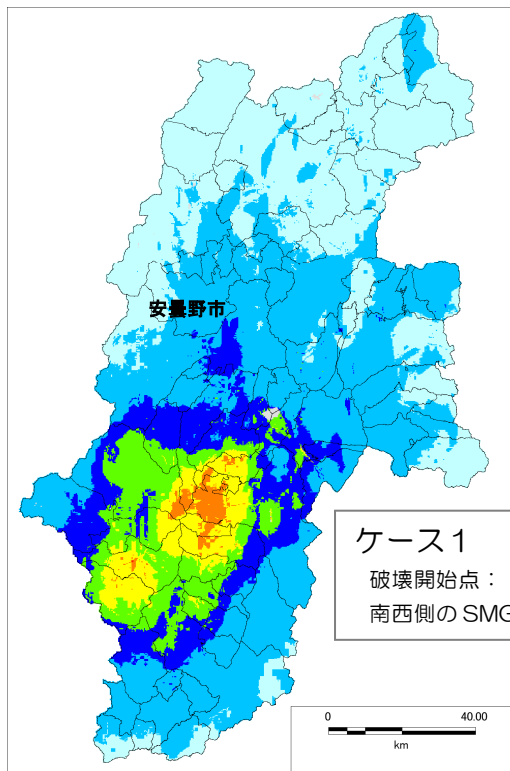




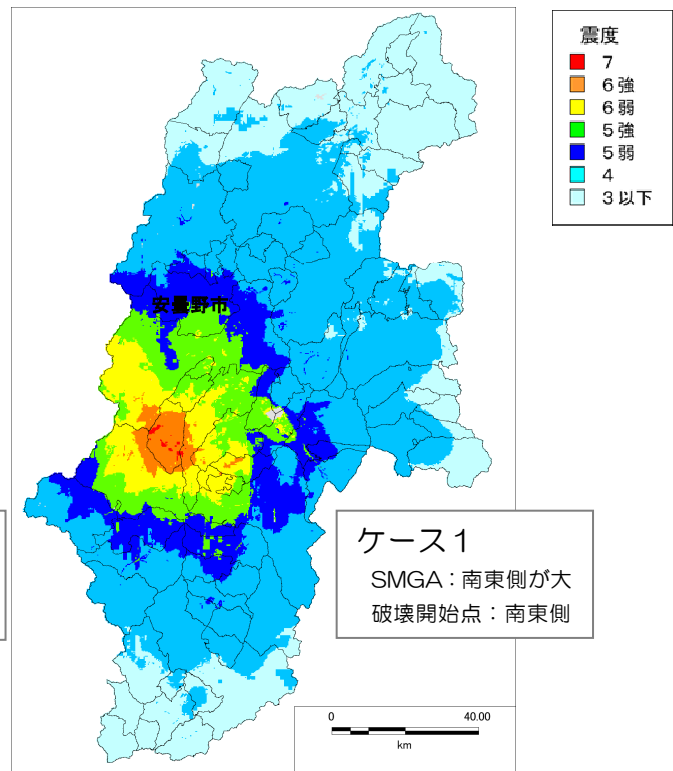
(図8)伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図9)阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



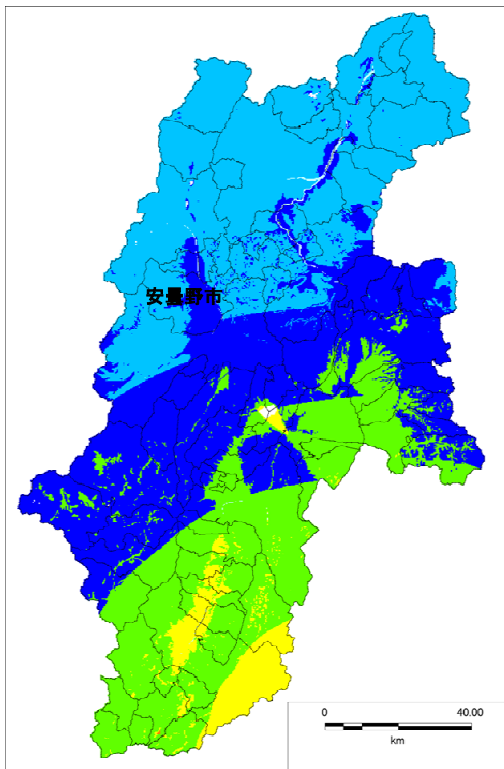
(図10)木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布



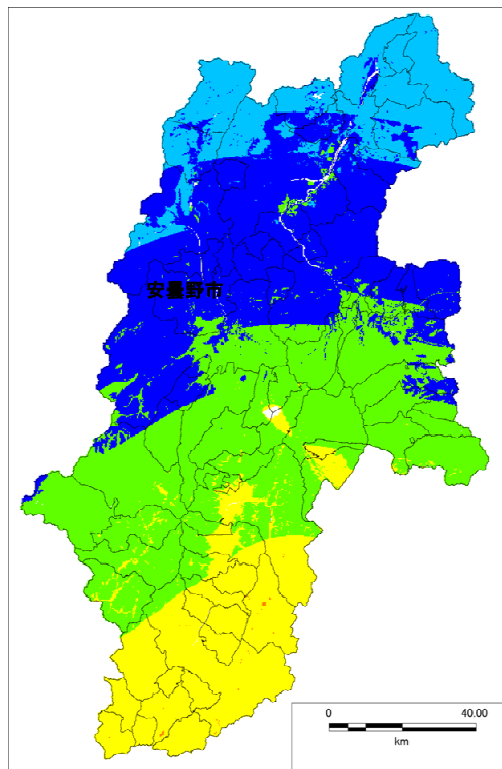
(図11)境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図12)経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図13)経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表3及び表4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表3)被害想定(建物被害)

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害		
					全壊・焼失	半壊	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370	
		—	冬18時	強風時	97,940	103,450	
	糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		北側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	南側	—	冬18時	強風時	17,540	42,600	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	140	700	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	60	360		
海溝型地震	想定東海地震	—	冬18時	強風時	700	4,500	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)	—	—	—	3,100	23,000	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)	—	—	—			

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

※ 南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について(令和7年3月)より抜粋(以下同じ)。

(表4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		— (—)	1,400 (1,400)	—	5,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		80 (70)	6,300 (6,200)	—	25,000

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

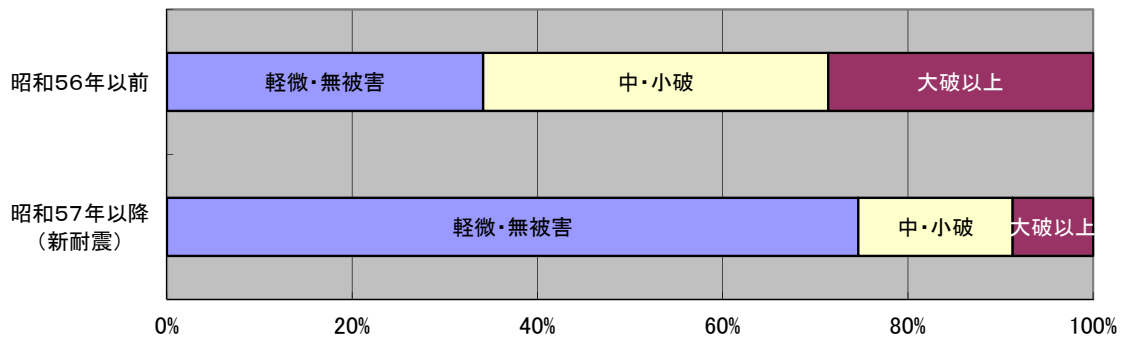
※ ()内は建物倒壊による死者数等。

2 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



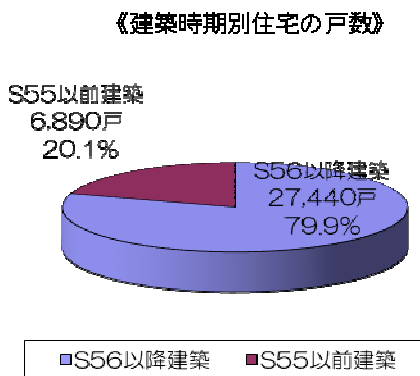
(出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和5年の「住宅・土地統計調査」によると、市内の住宅総数は、34,330戸であり昭和55年以前に建築された住宅は、6,890戸で全体の20.1%を占めています（表5）。

(表5) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)



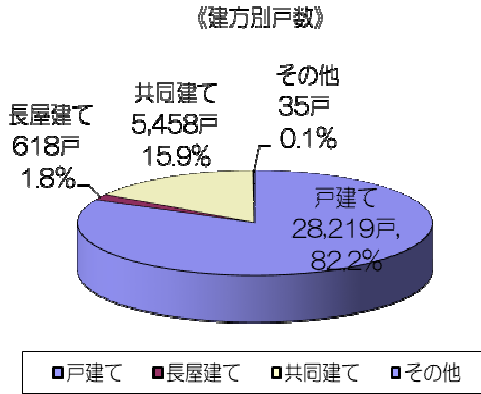
住宅総数	H25	H30	R5
	33,730	32,460	34,330
うち昭和55年以前建築	10,050 (29.8%)	8,170 (25.2%)	6,890 (20.1%)
～S45	4,510	3,180	2,620
S46～55	5,540	4,990	4,270
うち昭和56年以降建築	23,680 (70.2%)	24,290 (74.8%)	27,440 (79.9%)
S56～H2	5,980	5,430	5,370
H3～12	9,020	7,570	8,220
H13～22	7,370	6,880	6,330
H23～R2	1,310(※1)	3,070(※2)	5,940
R3～R5.9	—	1,340(※3)	1,580

※1 H23～H25.9の住宅戸数 ※2 H23～27の住宅戸数 ※3 H28～H30.9の住宅戸数

(出典：「H25、H30及びR5住宅・土地統計調査」(総務省統計局))

※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています。また、建築時期不詳分の住宅戸数については各年代に按分しているため、集計毎で若干の相違があります（以下同じ）。

市内の住宅を建て方別にみると、全体の約5分の4を戸建てが占めています。
 また、長屋建ては構成比が全体の約2%と低くなっています。
 一方、共同建ては住宅総数の約16%となっています（表6）。



（表6）建て方別住宅戸数 （単位：戸）

	住宅数	
	住宅数	構成比
戸建て	28,219 (26,682)	82.2% (82.2%)
長屋建て	618 (682)	1.8% (2.1%)
共同建て	5,458 (4,999)	15.9% (15.4%)
その他	35 (97)	0.1% (0.3%)
計	34,330 (32,460)	100%

注）上段はR5、下段（）内はH30の数値
 （出典：「H30及びR5住宅・土地統計調査結果」
 （総務省統計局）を加工して作成した推計値）

持ち家は29,480戸あり、全住宅に占める割合は85.8%で、そのうちの2割程度が昭和55年以前に建築されています（表7）。

（表7）持ち家の建築時期別住宅数 （単位：戸）

	住宅戸数	うち昭和55年以前建築戸数	
		うち昭和55年以前建築戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	29,480 (28,020)	6,310 (7,340)	21.4% (26.2%)

注）上段はR5、下段（）内はH30の数値
 （出典：「H30及びR5住宅・土地統計調査」
 （総務省統計局））

また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成17年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（旧豊科町補助事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称））を実施してきました。

診断を実施した住宅は1,420戸で、そのうち約18%の266戸で耐震改修を行っています（表8）。

（表8）耐震診断・改修の実績

（単位：戸）

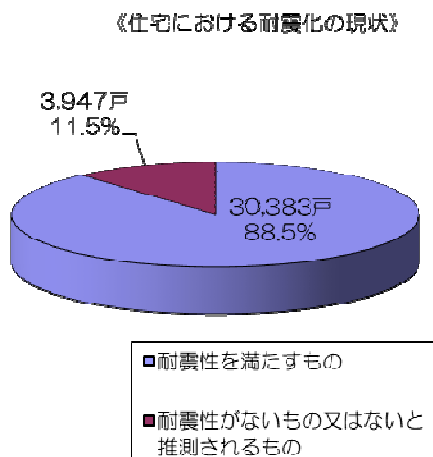
耐震診断（※1）	H17～H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
住宅	692	300	28	24	21	44	100	100	110	1,419
避難施設	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
耐震改修	121	25	20	12	9	11	15	24	29	266

※上記の住宅耐震診断実績は、簡易診断を除く受診件数
 ※住宅の耐震改修には、現地建替え、除却を含む

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると34,330戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状（令和5年時点）で88.5%と推計されます（表9）。

(表9) 住宅における耐震化率の現状 (単位: 戸)

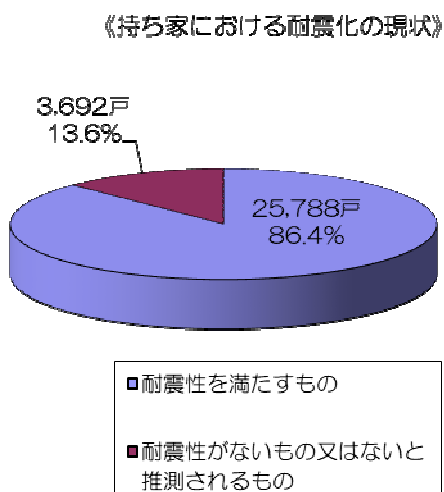


住宅総数 (a)	34,330 (32,460)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	30,383 (27,230)
耐震化率 (c=b/a)	88.5% (83.9%)
昭和56年以降に建てられたもの (d)	27,440 (24,290)
昭和55年以前に建てられたもの (e)	6,890 (8,170)
既に耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	1,936 (2,171)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	1,007 (769)
耐震性がないもの又は耐震性がないと推測されるもの (h)	3,947 (5,230)

注) 上段はR5、下段()内はH30の数値

(出典:「H30及びR5住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)を加工して作成した推計値)

また同様に、持ち家についてみると、昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると25,788戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状（令和5年時点）で約86%と推計されます（表10）。



(表10) 住宅における耐震化率の現状 (単位: 戸)

持ち家総数 (a)	29,480 (28,020)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	25,788 (23,321)
耐震化率 (c=b/a)	86.4% (83.2%)
昭和56年以降に建てられたもの(d)	23,170 (20,680)
昭和55年以前に建てられたもの(e)	6,310 (7,340)
既に耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	1,773 (1,950)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	845 (691)
耐震性がないもの又は耐震性がないと推測されるもの (h)	3,692 (4,699)

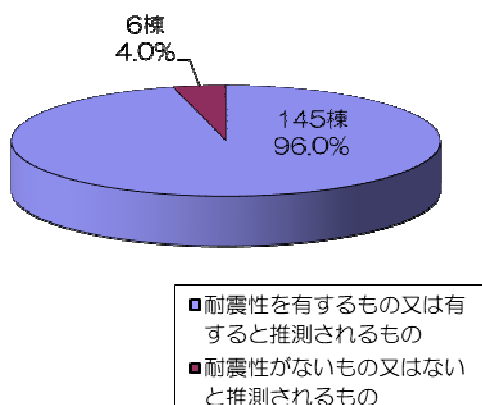
注) 上段はR5、下段()内はH30の数値

(出典:「H30及びR5住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)を加工して作成した推計値)

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する建築物は 151 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 27 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 21 棟に、昭和 57 年以降に建築されたもの 124 棟を加えた 145 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（令和 7 年 6 月調査）で 96%と推計されます（表 11-1、11-2）。

《多数の者が利用する建築物の耐震化の現状》



(表 11-1) 多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状
(単位：棟)

特定建築物総数 (a)	151 (151)
耐震性を満たすもの (b=d+f)	145 (142)
耐震化率 (c=b/a)	96.0% (94.0%)
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	124 (122)
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	27 (29)
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f) (※1)	21 (20)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	6 (9)

注1) 上段は R5、下段 () 内は H30 の数値

注2) 数値は建築住宅課調査による。

※1 耐震改修済み建築物を含む。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表 11-2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所 (庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校 (幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅 (賃貸) 等	
平成 27 年における棟総数	15	54	7	6	65	147
令和 2 年における棟総数	15	55	8	14	59	151
令和 7 年における棟総数 (a)	15	55	8	14	59	151
耐震性を満たすもの (b=d+f)	14	55	8	14	54	145
耐震化率 (c=b/a)	93.3%	100%	100%	100%	91.5%	96.0%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	13	38	8	12	53	124
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	2	17	0	2	6	27
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f) (※1)	1	17	0	2	1	21
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	1	0	0	0	5	6

注) 数値は建築住宅課調査による。/※1 耐震改修済み建築物を含む。

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標

国の基本方針において、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としています。基本方針や県計画の耐震化率の目標本市における他の計画、想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物の目標については、耐震性が不十分なものを概ね解消することとします。

(1) 住宅の目標を達成するための耐震化の方向性

今後においても、住宅の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）により、耐震性が不十分な住宅が減ると予想されるため、住宅全体における耐震化率は向上します。「R5 住宅・土地統計調査」を基に、令和12年時点での住宅の総戸数を推計すると、34,900戸と推計できます。現状のペースで建替え等が行われると仮定した場合、令和12年時点の耐震性のない住宅は2,910戸、耐震化率は約91%と推計されます。目標である92%を達成するためには、この耐震性が不十分な住宅を2,792戸とする必要があり、そのために、耐震改修、建替え等を促進していきます。

(2) 多数の者が利用する建築物の目標を達成するための耐震化の方向性

住宅同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定すると、令和12年における耐震化率は98%と推計されます。公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が向上しましたが、民間建築物の耐震化はそれほど進んでいない状況です。多数の者が利用する建築物の更なる安全・安心の確保のため、耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とし、耐震化を推進します。

4 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物は災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われる等、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、規模や設置主体（民間または公共）に関わらず、耐震化の促進が必要です。

公共建築物のうち市有施設においては、平成25年に「安曇野市公共施設白書」を策定しそ

の後、平成28年に安曇野市公共施設再配置計画、平成29年に安曇野市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の現状を把握しながら、安全・安心の確保を最優先とし、長期的な視点をもって総合的かつ計画的に管理できる取り組みを進めています。

前計画においては、これらの取り組みを踏まえ、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する耐震不適格建築物を対象として耐震化を進めていました。前計画策定時点で耐震化が済んでいなかった2施設の建て替えを実施したため、令和7年度現在で市が所有する耐震不適格建築物68施設の耐震化は完了しています。

(3) 公営住宅（市営住宅・特定公共賃貸住宅）の耐震化の現状及び目標

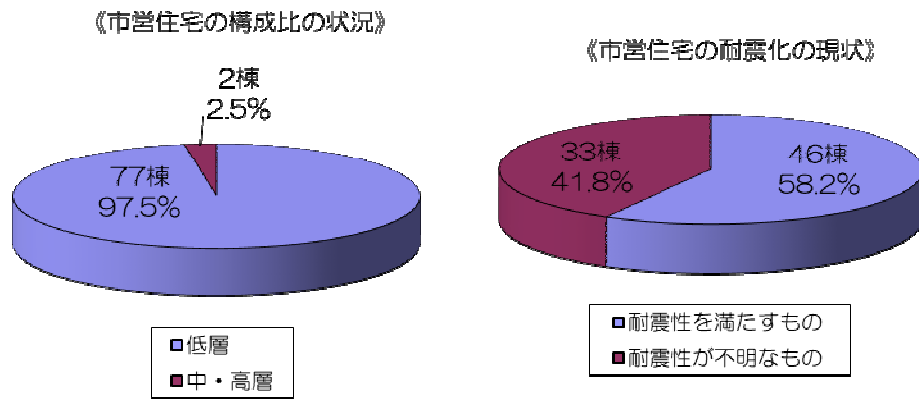
市有施設のうち公営住宅（市営住宅・特定公共賃貸住宅）は、15団地、283戸、79棟を管理しています（令和2年4月1日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは33棟で耐震性はありません。昭和57年以降に建築された46棟で現在の耐震化率は58.2%となっています（表12）。

平成27年3月に策定し、令和2年3月に見直しを行った安曇野市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、耐震強度が不足し、老朽化した住宅の建替等を含めた耐震化を進め、令和12年における市営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

（表12）市営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数 (a) (構成比)	77 (97.5%)	2 (2.5%)	79 (100.0%)
耐震性を満たしているもの (b)	44	2	46
耐震化率(c=b/a)	57.1%	100.0%	58.2%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	44	2	46
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	33	0	33
耐震性を有するもの (f)	0	0	0
未診断(g)	33	0	33
耐震化率の目標(h)	100%	100%	100%



(4) 耐震診断結果の公表等

市有施設にあつては、耐震化の状況を、別途市のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。県は、こうした所有者の取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図14）

ア 住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は十分に進んでいない状況にあります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化、防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度や耐震改修工事の減税制度の活用等も考えられます。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済へ加入することも必要です。

イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

ウ 市

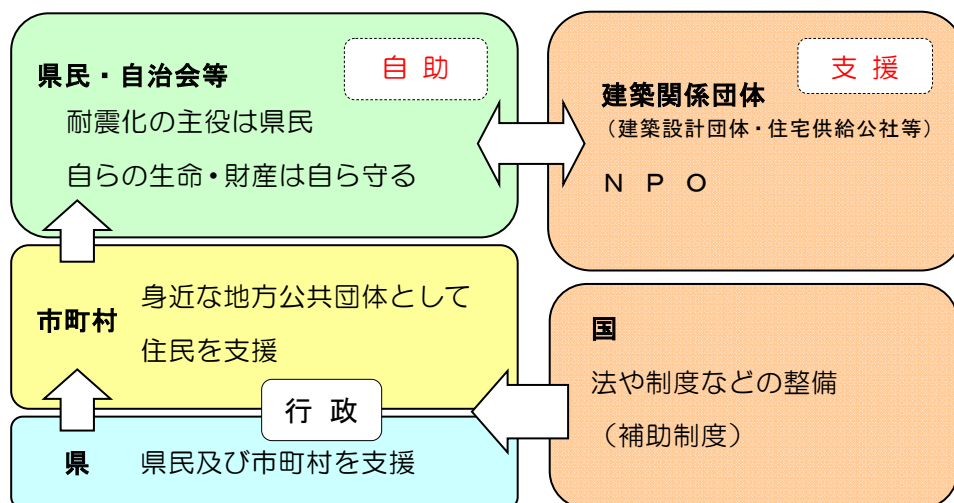
市においては、最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実状に応じた支援制度を創設等し、所有者が耐震改修しやすい環境を整備するものとします。

エ 長野県

県は所有者や市町村をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐

震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図14) 耐震化の推進のための役割分担



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

市においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成17年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（旧豊科町の補助事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称））を実施してきました。

市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることがであおいきるよう、県と連携しながら、昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます。

また、所有者が耐震改修等を行う上での負担軽減のため、施工業者が補助金を受け取る代理受領制度、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度の普及に努めるとともに、省エネ改修やバリアフリー改修とあわせた耐震改修支援制度の在り方についても検討していきます。

さらに、住宅の中でも古民家は、地域の原風景を構成する重要な要素ですが、古民家に適した調査や耐震診断、外観を生かした耐震改修工法が普及していないこともあり、歴史的資源である古民家を継承していくためには課題もあります。今後、古民家に対する支援の在り方も検討していきます。（表13）

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(表13)事業の概要(令和7年度現在)

区分	耐震診断事業				耐震設計	耐震改修等	
	対象建築物	木造戸建住宅 (在来工法)	その他の住宅 (在来工法以外)	共同住宅 (長屋含む)	避難施設	その他の住宅 (在来工法以外)	木造戸建住宅(在来工法) その他の住宅(在来工法以外)
補助対象経費	市が耐震診断士の派遣に要する経費	耐震診断に要する経費	耐震診断に要する経費	市が耐震診断士の派遣に要する経費	耐震設計に要する費用	耐震改修工事に要する経費	除却工事に要する経費
補助率(限度額)	8.8万円/戸	2/3 (13.6万円/戸)	2/3 (※1)	1千円/m ²	2/3 (20万円/戸)	4/5 (115万円/戸)	1/2 (97.86万円/戸)
補助率(負担割合)	国：1/2 県：1/4 市：1/4	国：1/3 県：1/3 市：1/3 所有者：1/3	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3	国：1/3 県：1/3 市：1/3	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3	国：2/5 県：1/5 市：1/5 所有者：1/5	国：(※2) 県：1/8 市：(※3) 所有者：2/4

※1 共同住宅耐震診断の助成は、1,000m²以内が3,670円/m²等、詳細設定があります。

※2 除却工事への国の負担割合は、それぞれの工事内容によって変わります。具体的には、

- ①従前床面積×床面積あたりの交付対象限度額の23%の1/2
 - ②地方公共団体が補助する額の1/2
 - ③419,000円
 - ④工事発注者(住宅所有者)が工事受注者に支払う額の23%の1/2
- のいずれか低い額となります。

※3 市の負担割合は、補助額から国費、県費を引いた残りの額となります。

イ アクションプログラムの策定による取組

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「安曇野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取り組みの強化を行います(29ページ～「第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」参照)。

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法などが求められています。「長野県建築物構造専門委員会」により評価された、新たな耐震補強工法(耐震金物)等に関しても検討いただくよう、実施の際は市民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。(表14)。

(表14)

長野県建築物構造専門委員会にて評価された耐震改修工法等(R7.4.1現在)	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震改修工法等 3件

エ 建替え、住替え等の促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替え、住替え、除却等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は40年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、住宅の除却等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、今後、県と連携しながら、耐震診断に関する支援制度等の創設について検討します（表15）。

（表15）支援事業の枠組み（案）

区分	耐震診断
対象建築物	特定既存耐震不適格建築物
助成内容	耐震診断に要する経費（設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。）に助成

(3) 避難所に関する支援

地震時に避難所となる建築物の耐震化に対し支援していきます。

今後、耐震補強工事に要する経費の助成等の支援制度の拡充についても検討していきます（表16）。

（表16）事業の概要（令和7年度現在）

区分	耐震診断
対象建築物	昭和56年以前の避難施設
助成内容	市が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成
補助対象経費	1千円/㎡
補助率	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

法を所管する行政庁の建築担当課に加え、全市町村に設けている「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に引き続き対応していきます。

また、県では住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を必要に応じて実施しており、受講修了者を名簿登録して耐震診断等の業務を行っています（表17）。市においても、県が実施する「木造住宅耐震リフォーム達人塾」を受講した事業者情報の一覧を、窓口や市のホームページにおいて公開し、紹介等を行っています。

(表17)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R7.3.31現在）	2,600名
-----------------------------	--------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生する恐れがあります。今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、「安曇野市緑のまちづくり事業」により、ブロック塀を撤去して生垣を設置した場合には助成を行います。その他に、ブロック塀の安全点検を行う際に、鉄筋の有無を確認するための鉄筋探査機を無料で貸し出しています。

(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日にまで建築された住宅への対応

平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組工法の木造住宅について、耐震性能の検証が適切に行われるよう、所有者等に対して周知し、その対策の実施を促していきます。

(3) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進

めていきます。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事例が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策について、特定行政庁から指導・助言を求め、現行の基準に合っていないものについては、改修等を行うよう啓発を行います。

(5) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、特定行政庁から指導・助言を求め、所有者及び保守点検業者への啓発等を行います。

(6) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策の推進及び啓発を行います。

(7) 宅地の耐震対策

宅地については、大地震発生時に地すべりや崩壊のおそれのある大規模な盛土造成地を特定・調査し、大規模盛土造成地マップを作成し、ホームページ等で公表しています。引き続き、住民に広く情報提供するとともに、災害の未然防止や被害の軽減に備えたまちづくりを推進します。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

小中学校については、すでに耐震化が完了していることから、今後は「安曇野市地域防災計画」において、避難施設に位置づけられている施設の耐震化を優先的に着手することが必要となります。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

県では、法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路（1次～3次）を指定しています（表18）。この道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかった等の背景があり、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確

認められていない建築物が多く存在していることから、市内の該当となる沿道建築物について、耐震化を推進することとします。

当市においても、法第6条第3項第1号に基づく建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路の指定及び法第6条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定について、沿道建築物の実態調査等を基に、代替機能のある路線の整備状況等を踏まえつつ、県及び関係部局と協議・調整のうえ、指定に向けた検討を行います。

(表18)地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路 (法第5条第3項第3号)	総延長 (km)
長野県地域防災計画に定める緊急輸送路 (1次～3次)	約2,408.5 km

7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

土砂災害特別警戒区域内における、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業等を活用し、安全な住宅への建替えや移転による耐震化を推進します(表19)。

(表19)事業の概要(令和7年度現在)

区 分	補助対象	補 助 率		
		国	県	市町村
災害危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、仮住居費等 (ただし、限度額あり)	1/2	1/4	1/4
災害危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設(購入)資金を、金融機関から借り入れた際の利子相当額 (ただし、限度額あり)	1/2	1/4	1/4

8 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え

最終的には住宅全体の改修を想定しつつ、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する段階的な耐震改修工事の支援や、防災ベッド、シェルターの在り方の検討、感震ブレーカー設置促進、地震保険・共済への加入促進等を実施します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 防災マップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取組に活用することができるよう、市が作成した安曇野市防災マップをホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県の建設事務所建築担当課及び全市町村に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報紙、パンフレット、ポスター、ホームページ、新聞、ラジオ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。特に令和6年に発生した能登半島地震は、1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、人々に大きな衝撃を与えました。その危機感を持ち続けるためにも、機会をとらえた情報発信を行います。さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、策定したアクションプログラムに基づき耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発を行うとともに、耐震診断をした所有者に対しては、結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を行うことを推進します。

3 チラシ等の作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業等を掲載した印刷物を各種作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策等を直接住民に対して説明する出前講座等を実施します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、省エネ改修、バリアフリー改修等の各種リフォーム工事や、空き家対策と連携した古民家リノベーション等による空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。そのような改修提案を行うことを建築士等に促し、各種リフォームに併せた耐震改修へと誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 区等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、関係部局と連携し、啓発や必要な支援を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化したことも踏まえ、福祉関係機関と連携した普及啓発にも努めるものとします。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除(耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の10%相当額：上限25万円)でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額(翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限)できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています(令和7年9月現在)。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。また、耐震改修に必要な手元資金がない、自宅を相続させる予定がない等の理由により耐震改修に前向きでない高齢者に対して、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの周知等を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁（本市の区域内においては長野県知事をいう。以下同じ）は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の該当建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表 20）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公 表：広報紙やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

(表 20)

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条、法 15 条第 1 項)		特定既存耐震 不適格建築物 (法 15 条第 2 項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第 16 条第 1 項、第 2 項)		—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会等との連携

本計画を実施するにあたり、県及び建築関係団体による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

3 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

※耐震診断義務付け対象建築物 (旧耐震基準で建築)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	
ホテル又は旅館	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
幼稚園、保育所	
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー ルその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成す る建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物